

# 2015 Jリーグヤマザキナビスコカップ試合実施要項

## 第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、Jリーグ規約第40条第1項第4号に定める公式試合として、2015 Jリーグヤマザキナビスコカップ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2015 明治安田生命 J1・J2 リーグ戦試合実施要項」を準用する。

## 第2条〔大会方式〕

(1) 本大会は、J1クラブが参加する。J1クラブを2つのグループに分け、グループ内で1回戦総当たりの予選リーグを行う。ただし、鹿島アントラーズ、浦和レッズ及びガンバ大阪は AFC チャンピオンズリーグ 2015 グループステージに出場するため予選リーグを免除され、柏レイソルが ACL プレーオフを勝ち抜き、AFC チャンピオンズリーグ 2015 グループステージに進んだ場合も同様とする。

(2) 予選リーグのグループ分けは、次のとおりとする。

Aグループ： FC東京、湘南ベルマーレ、ヴァンフォーレ甲府、松本山雅FC、アルビレックス新潟、サンフレッチェ広島、サガン鳥栖

Bグループ： ベガルタ仙台、モンテディオ山形、川崎フロンターレ、横浜F・マリノス、清水エスパルス、名古屋グランパス、ヴィッセル神戸

なお、柏レイソルが ACL プレーオフにて敗退した場合には、Aグループに参加することとする。

(3) 予選リーグの各グループ2位までの4チームと鹿島アントラーズ、浦和レッズ、柏レイソル、ガンバ大阪の4チームを加えた計8チームが決勝トーナメントに進出する。ただし、柏レイソルが予選リーグに参加する場合には、Aグループ3位までのチームとBグループ2位までの5チームと鹿島アントラーズ、浦和レッズ、ガンバ大阪の3チームを加えた計8チームが決勝トーナメントに進出するものとする。

(4) 決勝トーナメントは、準々決勝および準決勝をホーム&アウェイ方式（計2試合）、決勝を1試合で行う。

## 第3条〔試合の主催等〕

(1) 試合は、すべて協会およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。

(2) Jリーグは、予選リーグから準決勝までの試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

## 第4条〔出場資格を得るための追加登録期限〕

2015年10月2日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了した選手のみが試合への出場資格を有する。

## 第5条〔試合の勝敗の決定〕

- (1) 予選リーグの試合は、90 分間（前後半各 45 分）で勝敗が決定しなかった場合には、引き分けとする。
- (2) 予選リーグが終了した時点で、勝点（勝利 3 点、引き分け 1 点、敗戦 0 点）の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。
  - ① 得失点差
  - ② 総得点数
  - ③ 当該チーム間の対戦成績
  - ④ 反則ポイント
  - ⑤ 抽選
- (3) 準々決勝は 90 分間（前後半各 45 分）の試合を行う。
- (4) 第 2 戦が終了した時点で、勝利数が多いチームを勝者とし、準決勝進出チームとする。
- (5) 第 2 戦が終了した時点で、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。
  - ① 2 試合における得失点差
  - ② アウェイゴール数
  - ③ 第 2 戦終了時に、30 分間（前後半各 15 分）の延長戦
  - ④ PK 方式（各チーム 5 人ずつ、決着がつかない場合は 6 人目以降は 1 人ずつで、勝敗が決定するまで）
- (6) 前項第 3 号の延長戦に出場する者は、第 2 戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、第 2 戦と合わせて最大 3 名までの交代を行うことができる。また、延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手とする。ただし、主審により退場または退席を命じられた者を除く。
- (7) 第 5 項第 4 号における PK 方式に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が 3 名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
- (8) 準決勝についても、準々決勝同様に行い、決勝進出チームを決定する。
- (9) 決勝の試合は、90 分間（前後半各 45 分）で勝敗が決定しなかった場合、次の各号の順序により勝者を決定する。
  - ① 30 分間（前後半各 15 分）の延長戦
  - ② PK 方式（各チーム 5 人ずつ、決着がつかない場合は 6 人目以降は 1 人ずつで勝敗が決定するまで）
- (10) 前項第 1 号の延長戦に出場する者は、その直前の 90 分間の交代人数と合わせて、最大 3 名までの選手交代を行うことができる。
- (11) 第 9 項第 2 号における PK 方式に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が 3 名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。

- (12) 第5項第4号および第9項第2号における PK 方式は、ホーム側のゴールを使用するものとする。ただし主審がピッチおよびゴールの状況、選手の安全確保等に問題があると判断した場合は、ビジターチーム側のゴールを使用することができる。

#### 第6条〔順位の決定および表彰〕

決勝における勝者を優勝、敗者を2位、準決勝における敗者を3位として、別途定める「表彰規程」により表彰する。

#### 第7条〔広告看板等の設置〕

- (1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に大会タイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。

サイズ：900mm×13,500mm

枚数：1枚

- (2) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に冠スポンサーおよびサブスポンサーが、広告看板、またはバナー広告を掲出できるスペースを確保しなければならない。

サイズ

イ. 冠スポンサー 900mm×6,000mm

ロ. サブスポンサー 900mm×6,000mm

枚数

イ. 冠スポンサー 6枚

ロ. サブスポンサー 最大10枚（1社につき1枚）

- (3) 決勝については、電光看板、90°システムシート等を使用する。
- (4) 第2項その他の広告看板、電光看板および横断幕の設置位置は、原則として次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。
- ① タッチライン側：タッチラインから5m以上離れていること
  - ② ゴールライン側：ゴールラインから5m以上離れたカメラマン（フォトグラファー、TVクルー）用のラインに沿っていること
- (5) クラブスポンサー等の広告看板、横断幕、回転式看板および電光看板を掲出する場合は、原則として掲出日の7日前までに所定の「広告掲出申請書」（別紙2）によりJリーグに申請し、その承認を得なければならない。

#### 第8条〔手当等〕

- (1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。

手当て：主審 120,000円 副審 60,000円 第4の審判員 20,000円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

- (2) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

手当て：30,000円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

#### 第9条〔アクレディテーションカード（AD証）〕

- (1) 予選リーグから準決勝までの試合については、「2015明治安田生命J1・J2リーグ戦試合実施要項」に定めるアクレディテーションカード（AD証）およびホームクラブの発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。
- (2) 決勝の試合については、Jリーグが別途発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

#### 第10条〔納付金〕

- (1) ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を、本大会終了後60日以内に、協会に納付しなければならない。
- (2) 準々決勝および準決勝のホームクラブは、それらの試合のうち主管した試合の入場料収入のうちの10%相当額をJリーグに納付しなければならない。ただし、当該ホームクラブが販売したシーズンチケットに本大会へ入場する権利が含まれている場合は、当該ホームクラブが収受したシーズンチケットの料金のうち、上記の主管した試合に相当する分（当該シーズンチケットの対象試合数で按分して算出する）を加えて入場料収入を算定するものとする。

#### 第11条〔遠征経費〕

チームの遠征に要する交通費・宿泊費は以下のとおりとする。

- ① 予選リーグから準決勝までの試合については、出場クラブが負担する
- ② 決勝については「旅費規程」第2条に基づきJリーグが負担する

#### 第12条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。